平成２２年（フ）第２３号
新潟県上越市中央１丁目13番14号
破産者　大平　　悟
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１２６号
新潟県上越市南高田町３番10号
破産者　山崎　一也
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第２１３号
富山市北代4139番地70
破産者　島田　明子
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７３号
滋賀県東近江市中野町1197番地１
破産者　橘製作所こと　後藤　樹俊
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１０５号
滋賀県彦根市芹川町452番地22
破産者　立木　圭子
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１２０８号
兵庫県宝塚市ふじガ丘26番９号、前住所大阪府豊中市上新田４丁目30番７―205号
破産者　片岡美智子
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８３１号
大阪市城東区今福西１丁目12番５―1007号、前住所大阪市都島区善源寺町１丁目３番13号
破産者　髙橋　清登
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９５８号
大阪市福島区吉野５－２―11　ニタカマンション303、住民票上の住所大阪市西淀川区柏里３丁目１番38―313号
破産者　石原　匡亮
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０２９号
大阪市大正区三軒家西２丁目16番７号、開始決定時住所大阪市大正区泉尾２丁目９番10号柳生ビル３階
破産者　柳生　　晃
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３１４号
大阪府八尾市松山町１丁目６番14号　チェリーマンション201号
破産者　福本　寿人
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５２８号
大阪市淀川区西中島３－８―10―608、開始決定時の住所大阪市淀川区宮原１丁目２番５号　ＦＲＥＮＴＥ新大阪1003号
破産者　福森　弘成
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７１３号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目７番16―101号
破産者　藤井　啓治
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０９７号
大阪府枚方市津田駅前２丁目６－５　ロイヤルガーデン津田Ｂ―202、開始決定時の住所大阪市生野区小路３丁目13番３号
破産者　いちや呉服店こと　市居　正敬
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１６０号
山口県岩国市海土路町２―79―29　木田方、開始決定時の住所大阪市都島区都島南通２丁目１番57―720号
破産者　福島　伸一
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４８５号
大阪府河内長野市栄町34番20―203号、開始決定時の住所大阪府河内長野市上田町30番地の２　513号
破産者　水上　　聖
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０１１号
大阪府富田林市藤沢台１丁目１番318―103号
破産者　ビルダーこと　石川　昌人
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０６９号
堺市南区茶山台２丁８番４―301号
破産者　十河製作所こと　十河　孝雄
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１６４号
堺市西区鳳北町２丁80番地40
破産者　岩本真由美
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係